

核禁条約に日本は参加を

意見書可決



核兵器禁止条約の
署名・批准を求める
甲府市民会

甲府市議会での採択を喜ぶ人たち=6月26日、甲府市（「甲府市民の会」提供）

核兵器禁止条約が国連の会議で採択されて7日で6年。2021年1月22日に発効しましたが、唯一の戦争被爆国である日本政府は署名も批准もしていません。日本政府に核兵器禁止条約への参加を求める地方議会の意見書が659に達し、全1788議会の約37%となったことが、原水爆禁止日本協議会（日本原水協）の調べで6日までにわかりました。→関連③面

659

議
会

甲府市議会では6月26日に賛成多数で請願を採択し、意見書を可決しました。

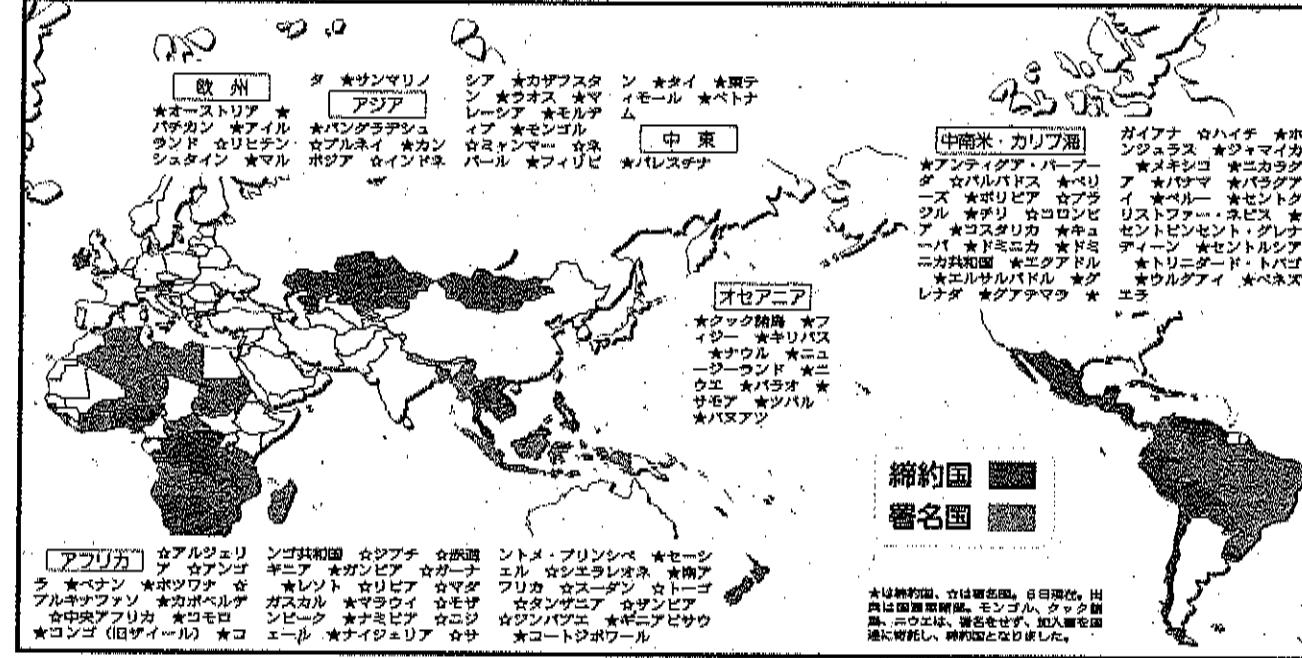
同市議会では20年と22年の2度、核兵器禁止条約への参加を求める請願が不採択になりました。これを受け、「核兵器禁止条約の署名・批准を求める甲府市民の会」が22年4月に結成され、シンポジウムや講演会を開催。1年間にわたり集めた461人分の署名を添えて、今年の6月議会に改めて請願書を提出しました。市議一人ひとりへの働きかけを通じて、日本共産党、市民クラブ、政和こうふなど定数32人中過半数の17人が紹介議員となりました。

同市議会の意見書は、ロシアによる核兵器使用の威嚇を批判し、「核兵器保有国が他国を脅し、核兵器を保有している限り、世界の平和は譲がざる」と強調。「核兵器禁止条約は、核兵器廃絶の第一歩であり、多くの国が参加すべきである」とのべ、署名・批准を日本政府に強く求めています。

意見書は核兵器禁止条約が国連会議で採択された17年7月7日以降のものです。岩手、長野、三重、沖縄の4県議会が可決し、鳥取県議会が陳情をあげたところです。岩手、長野、三重、沖縄の4県議会が可決し、鳥取県議会が陳情をあげたところです。岩手県は県議会と全33市町村議会で可決。県・区市町村議会を合わせて7割を超えたのは秋田、新潟、長野、岡山、広島、徳島の6県です。

原水協調べ

核兵器廃絶は急務



締約国 ■
署名国 ■

*は締約国、△は署名国。6日現在。出
典は国連専門部。モンゴル、タック諸島、
ニウエは、選名をせず、加入権を国
連に附託し、締約国となりました。

【非核兵器国】
「非核兵器国」は、核兵器の開発、生産、販売、輸出を禁じたものと定められており、現在は110ヶ国以上あります。日本は1951年に最初に加盟したのが始まりで、現在は92ヶ国です。

【禁止条約採択6年】 署名92万国 批准68万国

核兵器禁止条約(要旨)

【前文】

- 一、あらゆる核兵器の開発から生ずる威嚇的で非人道的な結果を深く憂慮する。
- 二、核兵器が再び使用されないための一の方針は核兵器完全廃絶。
- 三、核兵器の横暴的な結果は、国境を越え、人類の生存、抑止、社会経済、世界経済、安全保障、環境及び将来の世代の健康に重大な影響。
- 四、核兵器の使用による被爆者(被爆者)と被爆被障害者の苦痛と損害に留意する。
- 五、核兵器の禁止は、核兵器のない世界を造成し、維持するための重要な貢献。
- 六、核兵器の全面廃絶の実現に示された公共の心の役割を強調。国連、国際原子力機関、地域機関、非政府組織、被爆者団体、施設、学識、被爆者による努力を認識。
- 七、核兵器の開発、実験、生産、販売、保有、貯蔵を禁止する。
- 八、核兵器の使用、使用の威嚇を禁止する。
- 九、条約で禁じられた活動の援助および援助の賛助、獎勵、説教を禁止する。

【内閣決定】

- 一、本条約は、日本政府が本条約を批准することを認めた。
- 二、本条約は、日本政府が本条約を批准する前に、第1回特別国会議が実施する期間までに本条約を批准する。
- 三、被爆者に対する援助、環境修復。
- 四、本国内の核兵器使用、核実験の被爆者に、差別なく、援助(医療、リハビリ、心理的な支援)を提供し、社会、経済的に包摂する。
- 五、被爆者による被爆者扶助。
- 六、被爆者への援助、環境修復のため十分な援助を行う責任を負う。

【締約国会議】

- 一、条約効力から1年内に締約国会議を開く。以降は2年ごとに開催する。

【定期会議】

- 一、定期会議は、被爆者への援助、環境修復のため十分な援助を行う責任を負う。

【締約国会議】

- 一、定期会議は、被爆者への援助、環境修復のため十分な援助を行う責任を負う。

【定期会議】

- 一、定期会議は、被爆者への援助、環境修復のため十分な援助を行う責任を負う。

この条約が締結された後、約100ヶ国が批准した。マクガバンの注目すべき特徴は、核兵器開発や販売を禁じた点である。また、核兵器開発や販売を禁じた点である。